

病児保育事業

子育て支援

仕事と育児の両立を支援します！

子どもが病気や病気の回復期にあり、保育園や学校などに通えず、家庭でも保育できない期間等に子どもを預けることができます。



<利用できる児童>

- ・市内に住所を有し、小学生以下であること。
 - ・病気またはその回復期にあり、入院の必要がないこと。
 - ・保護者が家庭で保育することができないこと。
- ※保育園等に入所していなくても、利用することができます。

<病児保育実施事業所>

【施設型】病後児保育（回復期）

●くにみ子ども園 病後児保育センター

雲仙市国見町多比良甲 1149-3

電話 0957-78-2286

●えとう病後児サポートルーム

雲仙市小浜町北本町 21(恵燈保育園内)

電話 0957-61-1020

【訪問型】病児・病後児保育（病気及び回復期）

●長崎県看護協会 病児・病後児保育サポートセンター

諫早市永昌町 23-6

電話 0957-25-0807

※ 施設型とは…専用の保育スペースで、子どもを保育します。

訪問型とは…保育者が家庭を訪問して子どもを保育します。保育者は、看護師などの資格を持ち、病児保育に関して一定の研修を受けています。

<利用料>

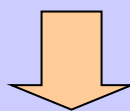
1,000円(1人/1日)

ただし、生活保護または住民税非課税世帯の人は無料。

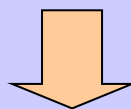
※直接事業実施者にお支払いください。

<利用手順について>

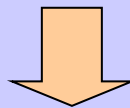
事業利用登録



医療機関の受診
(連絡票)



電話(保育の確認)



保育

・ 事業を利用するためには、事前に利用登録が必要です。『登録申請書』に必要事項を記入して市役所(各総合支所)窓口へ提出してください。

・ 事業を利用しようとするときは、医療機関が記入した『連絡票』が必要です。必ず受診して、入院の必要がないことの医師の診断を受けてください。

・ 利用する前日までに、利用を希望する事業者(左記)に電話などで連絡し、保育が可能かどうか確認してください。

・ 利用当日に、保護者が記入した『利用申込書』に医療機関が記入した『連絡票』を添付し、事業者へ提出してください。
・ 利用料金をお支払いください。

※ 保育時間は午前8時から午後6時までです。

※ 登録申請書などの様式は、市役所(各総合支所)窓口へ備え付けてあるほか、ホームページからダウンロードできます。

《事業所の位置のご案内》

【くにみ子ども園 病後児保育センター】 雲仙市国見町多比良甲 1149-3 電話 0957-78-2286



【えとう病後児サポートルーム】 雲仙市小浜町北本町 21 (恵燈保育園内) 電話 0957-61-1020

